

議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月 定例会 提出議案

議案番号	議 件 名
1	専決処分について 専決処分第 1 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について
5	平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について
6	平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
7	平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
8	平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第1号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

記

専決処分第1号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

専決処分第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 25 年 3 月 31 日限りで新潟県市町村総合事務組合から下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団を脱退させることとするため、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴って新潟県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成 25 年 2 月 8 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合同規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

別表第 2 の 1 の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表 2 の項及び 3 の項中「十日町市」を「小千谷市、十日町市」に改め、「、下越清掃センター組合」を削り、同表 4 の項及び 5 の項中「、下越清掃センター組合」を削り、同表 6 の項中「、下越清掃センター組合」及び「、上越地域水道用水供給企業団」を削る。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成20年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 3 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)を次のように改める。

- (1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項及び第109条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項及び第109条第5項の規定による公聴会に参加した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画を別紙のように作成する。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第5号

平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について

平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、別紙のとおりとする。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第6号

平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
は、別紙のとおりとする。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第7号

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

議案第8号

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠田 昭

議案第 4 号別紙

新潟県後期高齢者医療広域連合

第 2 次 広 域 計 画

【平成 25 年度～平成 29 年度】

新潟県後期高齢者医療広域連合

【 目次 】

1	広域計画の趣旨	1
2	第2次広域計画の項目	2
3	第2次広域計画の基本方針	3
4	広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること	4
5	第2次広域計画の期間及び改定に関すること	6

資料編

資料1	後期高齢者医療制度	8
資料2	被保険者の状況	10
資料3	後期高齢者医療給付費の状況	12
資料4	新潟県後期高齢者医療広域連合規約	14

1 広域計画の趣旨

新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年新潟県市町村第1401号）第5条の規定に基づき、広域連合及び新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割を分担し、連絡調整を図りながら、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に行うため新潟県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「第1次広域計画」という。）を平成19年11月に作成しました。

第1次広域計画の計画期間が、平成24年度で満了となることに伴い、引き続き広域連合と関係市町村が相互に役割を担い、連携をしながら、制度を安定的かつ円滑に運営するために、第1次広域計画の計画期間の状況を踏まえ、第1次広域計画の基本方針を踏襲し、新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画（以下「第2次広域計画」という。）を作成します。

2 第2次広域計画の項目

第2次広域計画に記載する項目は、新潟県後期高齢者医療広域連合規約第5条で定められている次の項目とします。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関する事。

3 第2次広域計画の基本方針

第2次広域計画の基本方針は、次のとおりとします。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）をはじめとする関係法令に則るとともに、関係機関における高齢者の保健福祉、医療及び介護に関する諸施策との調和を図りながら事業を推進します。
- (2) 広域連合と関係市町村が互いに協調・協力し合うとともに、住民の意見を十分に反映しながら、住民サービスの向上に努めます。
- (3) 広域化によるスケールメリットを十分に活かして、医療給付の財政基盤を強化し、後期高齢者の医療を適正にかつ安定的に確保します。
- (4) 住民の利便性に配慮しながら、広域連合と関係市町村がその役割を明確にすることにより、事務処理の効率化を図ります。

4 広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること

広域連合及び関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約等の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施について、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格管理に関すること

関係市町村は、住民からの資格管理に関する申請及び届出等の受付、被保険者証等の引渡し及び返還の受付の窓口業務を行い、これらの情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、被保険者台帳による被保険者資格の管理及び被保険者証等の交付決定をします。

関係市町村においても被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図ります。

(2) 医療給付の事務に関すること

関係市町村は、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口業務を行い、申請等の情報を広域連合へ送付します。

広域連合は、医療給付の審査・支払及びレセプトの点検・保管等を行います。

(3) 保険料の賦課及び徴収に関すること

広域連合は、関係市町村が持つ所得情報等を活用して、保険料率の決定、保険料の賦課決定や減免決定、徴収猶予の決定等を行います。

関係市町村は、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付を行います。

(4) 保健事業に関すること

後期高齢者は、生理的機能の低下や日常生活の動作能力の低下による症状が増加するなどの特性を有しています。

広域連合は関係市町村と協力して、被保険者の健康の保持増進のために必要な保健事業を行います。

(5) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や問い合わせへの対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行います。

5 第2次広域計画の期間及び改定に関すること

第2次広域計画の期間は、平成25年度から平成29年度までとし、その後は5か年を単位として見直しを行います。

ただし、第2次広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めるときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとします。

資料編

資料1 後期高齢者医療制度

- (1) 仕組み
- (2) 財源構成

資料2 被保険者の状況

- (1) 新潟県全体
- (2) 新潟県内市町村別

資料3 後期高齢者医療給付費の状況

- (1) 新潟県全体
- (2) 新潟県内市町村別

資料4 新潟県後期高齢者医療広域連合規約

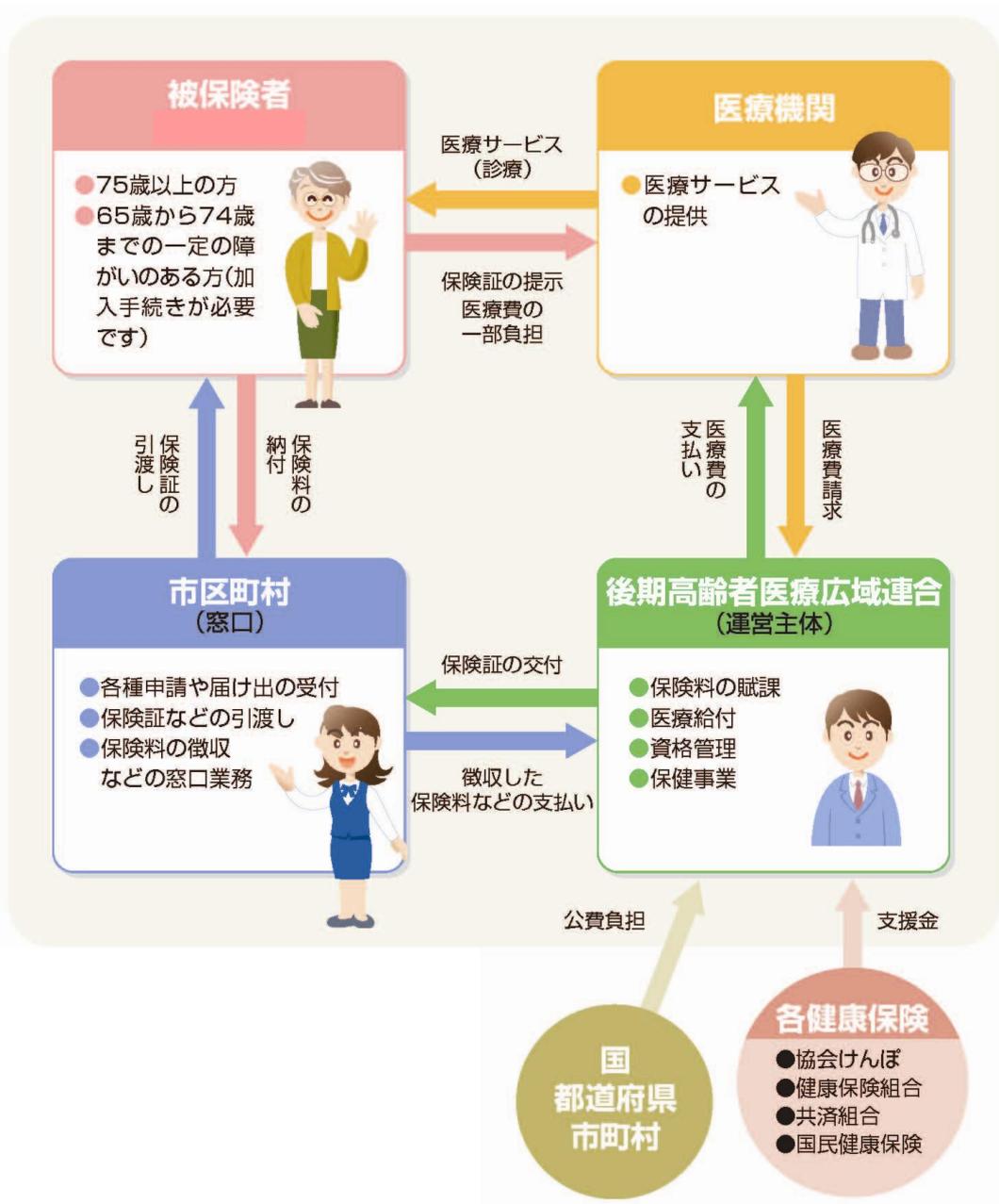
資料1

後期高齢者医療制度

(1) 仕組み

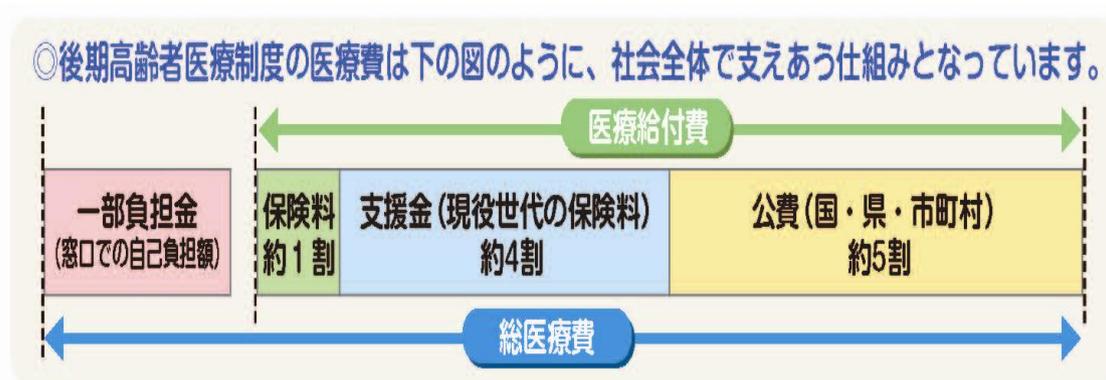
後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と、65歳から74歳までの一定の障がいのある方を対象とした医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県単位で全市町村が加入して設立する広域連合が行うこととされていますが、被保険者の利便性を確保するため、各種申請や受付等の窓口事務や保険料の徴収事務は市町村が行います。



(2) 財源構成

後期高齢者医療費の財源構成は、下表のように一部負担金（医療機関窓口での自己負担額）を除いた医療給付費を、保険料で約1割、支援金（現役世代の保険料）で約4割、公費で約5割を負担することとしています。



* 現役並み所得者（一部負担金3割）の医療給付費は、公費負担の対象外となっており、保険料以外の部分は支援金（現役世代の保険料）で賄われています。

資料2

被保険者の状況

(1) 新潟県全体

【実績値】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
被保険者数(人)	320,929	327,966	334,143	342,241	347,090
対前年度比(%)	—	102.19	101.88	102.42	101.42

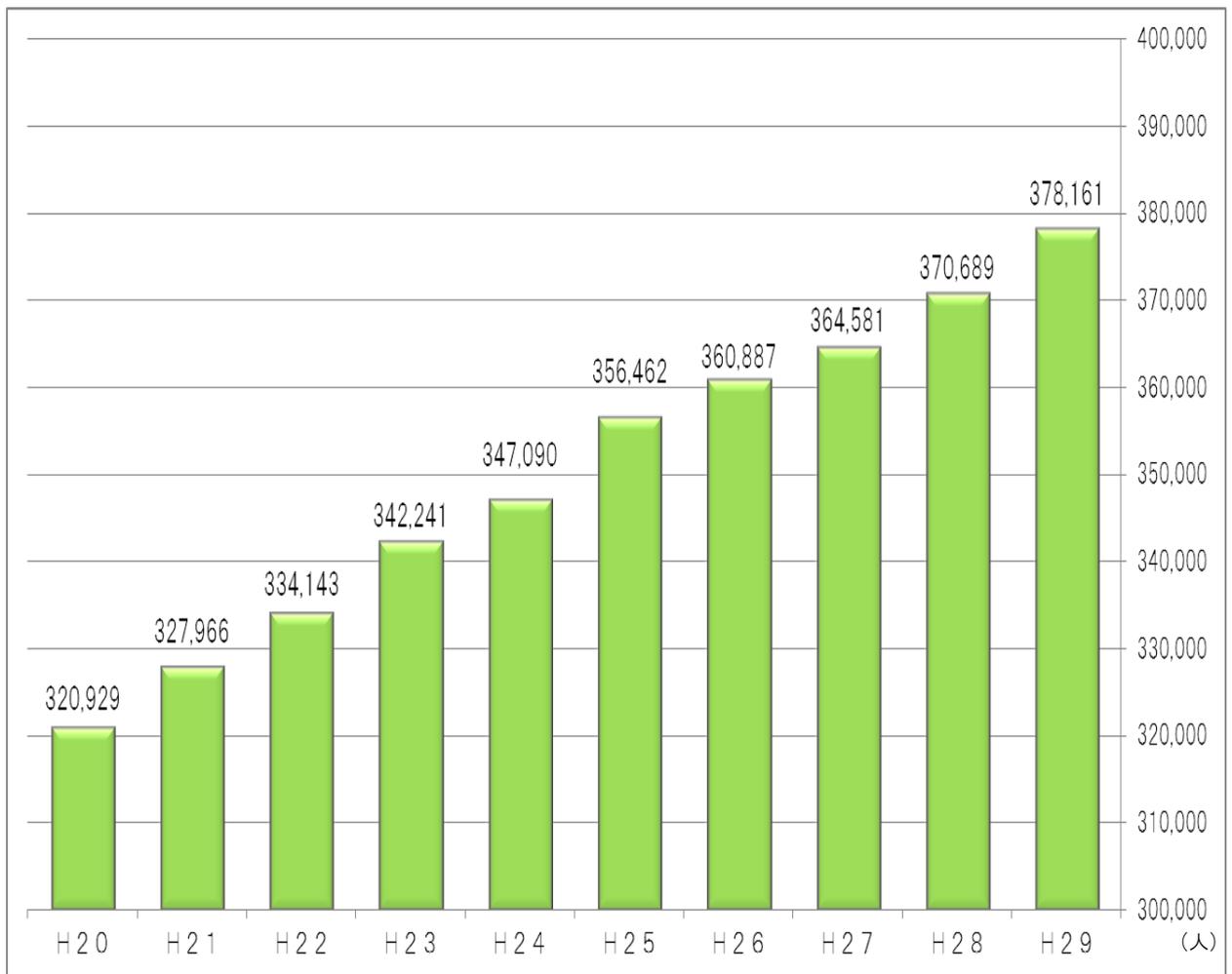
【今後の予測】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保険者数(人)	356,462	360,887	364,581	370,689	378,161
対前年度比(%)	102.70	101.24	101.02	101.68	102.02

* 被保険者数については、平成20年度から24年度は、4月1日現在の実績値。

* 平成25年度は、平成24・25年度保険料率算定時に見込んだ予測値、平成26年度以降は、新潟県の人口時系列データを基にした予測値。(広域連合試算)

新潟県全体の被保険者数の推移



(2) 県内市町村別（平成 24 年 4 月 1 日現在）

市町村名	被保険者数（人）	対前年度比（％）	新潟県全体に占める 構成比（％）
新潟市	98,485	102.30	28.37
長岡市	39,869	101.39	11.49
三条市	14,500	102.08	4.18
柏崎市	14,308	100.61	4.12
新発田市	15,125	101.26	4.36
小千谷市	6,173	100.18	1.78
加茂市	4,945	100.16	1.42
十日町市	11,148	100.16	3.21
見附市	6,022	101.35	1.73
村上市	12,198	101.47	3.51
燕市	10,747	102.74	3.10
糸魚川市	9,104	100.81	2.62
妙高市	6,285	100.74	1.81
五泉市	8,885	101.22	2.56
上越市	30,353	101.18	8.74
阿賀野市	7,080	101.16	2.04
佐渡市	14,357	99.97	4.14
魚沼市	7,213	100.66	2.08
南魚沼市	9,738	101.02	2.81
胎内市	4,980	100.77	1.43
聖籠町	1,595	100.13	0.46
弥彦村	1,129	101.07	0.33
田上町	1,854	101.81	0.53
阿賀町	3,468	100.96	1.00
出雲崎町	1,217	100.33	0.35
湯沢町	1,404	101.30	0.40
津南町	2,628	99.55	0.76
刈羽村	737	98.66	0.21
関川村	1,433	101.13	0.41
粟島浦村	110	97.35	0.03
計	347,090	101.42	100.00

資料 3

後期高齢者医療給付費の状況

(1) 新潟県全体

【実績値】

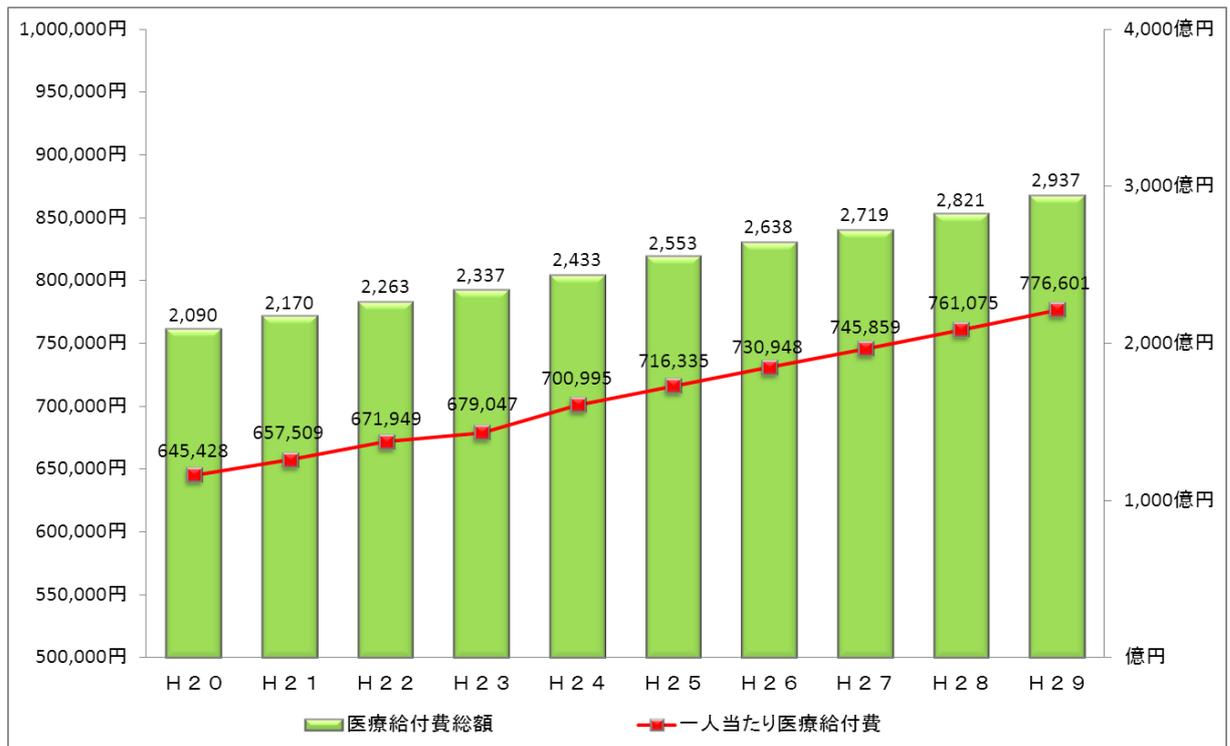
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
医療給付費総額 (億円)	2,090	2,170	2,263	2,337
対前年度比 (%)	-	103.83	104.29	103.25
一人当たり医療給付費 (円)	645,428	657,509	671,949	679,047
対前年度比 (%)	-	101.87	102.20	101.06

【今後の予測】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療給付費総額 (億円)	2,433	2,553	2,638	2,719	2,821	2,937
対前年度比 (%)	104.11	104.93	103.33	103.07	103.75	104.11
一人当たり医療給付費 (円)	700,995	716,335	730,948	745,859	761,075	776,601
対前年度比 (%)	103.23	102.19	102.04	102.04	102.04	102.04

- * 平成 20 年度から 23 年度は実績値。
- * 平成 20 年度分は、後期高齢者医療制度が平成 20 年 4 月に施行されたため、老人保健制度の 3 月診療分と後期高齢者医療制度の 4 月診療分～2 月診療分の合計値。
- * 平成 24 年度及び 25 年度は、平成 24-25 年度保険料率改定時に見込んだ予測値（被保険者数見込みに一人当たり医療給付費見込みを乗じて算出）、平成 26 年度以降は、被保険者数見込みに一人当たり医療給付費見込み（伸び率 102.04%と仮定）を乗じて見込んだ予測値。

新潟県全体の後期高齢者医療給付費及び一人当たり医療給付費の推移



(2) 県内市町村別（平成 23 年度）

市町村名	医療給付費総額 (千円)	対前年度比 (%)	一人当たり 医療給付費(円)	対前年度比 (%)
新潟市	72,489,605	104.53	745,732	101.28
長岡市	25,519,838	102.85	645,761	100.67
三条市	9,602,657	103.21	669,922	100.21
柏崎市	9,034,073	105.12	634,015	103.63
新発田市	9,261,640	104.84	616,005	102.75
小千谷市	4,083,025	100.71	665,313	100.15
加茂市	3,458,075	103.56	700,582	101.67
十日町市	6,801,328	101.81	611,960	100.85
見附市	4,008,355	101.33	670,630	98.82
村上市	7,923,774	103.10	656,376	101.94
燕市	6,982,131	102.93	660,124	99.17
糸魚川市	5,820,841	102.30	642,193	100.69
妙高市	4,447,231	102.11	709,061	100.12
五泉市	5,721,958	102.10	648,087	99.61
上越市	21,184,521	102.43	702,941	100.59
阿賀野市	4,359,912	102.50	620,187	101.01
佐渡市	8,975,381	103.07	625,114	102.36
魚沼市	4,411,890	98.83	614,213	98.02
南魚沼市	6,361,134	101.80	657,890	100.98
胎内市	3,317,191	107.41	668,654	105.59
聖籠町	1,044,703	106.46	655,397	105.59
弥彦村	676,855	91.60	601,649	89.72
田上町	1,266,904	101.70	691,164	99.31
阿賀町	2,318,119	100.79	673,872	98.86
出雲崎町	781,816	106.76	644,531	106.68
湯沢町	842,118	105.91	605,405	103.17
津南町	1,504,091	97.87	571,680	97.83
刈羽村	495,677	108.33	668,029	107.6
関川村	942,047	93.55	664,349	93.55
粟島浦村	63,081	103.91	558,238	97.47
計	233,699,971	103.25	679,047	101.06

資料 4

新潟県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年2月27日
新潟県市町村第1401号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、新潟県内の全市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、新潟県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第1に定める事務については、関係市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、新潟市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、30人とする。

2 広域連合の議会は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町村の議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において1人を選出する。

2 関係市町村の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合の執行機関の組織)

第11条 広域連合に広域連合長及び副広域連合長1人を置く。

2 広域連合に会計管理者を置く。

(広域連合の執行機関の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

(1) 関係市町村の負担金

- (2) 事業収入
 - (3) 国及び新潟県の支出金
 - (4) その他の収入
- 2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2の負担割合等により、広域連合の予算において定めるものとする。

(市町村長協議会)

第18条 広域連合に、その運営に関する重要事項を審議するため、関係市町村の長で構成する市町村長協議会を置くものとする。

- 2 市町村長協議会の運営に関する事項は、条例で定める。

(補則)

第19条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年3月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間においては、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 施行日から健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定の施行の日の前日までの間における第4条及び別表第2の規定の適用については、同条中「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「改正後の高齢者医療確保法」という。）」と、同表中「高齢者医療確保法」とあるのは「改正後の高齢者医療確保法」とする。
- 4 広域連合設立後はじめて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、新潟市新光町4番地1（新潟県自治会館本館）にて行うものとする。
- 5 施行日から平成19年3月31日までの間における第14条の規定の適用については、同条中、「職員」とあるのは「吏員その他の職員」とする。
- 6 施行日以後、広域連合長が選任されるまでの間、施行日前日において新潟県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長の職にあった者が、広域連合長職務執行者として広域連合長の職務を行うものとする。

附 則（平成20年3月31日新潟県市町村第1357号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日新潟県市町村第1370号）

この規約は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成25年2月8日新潟県知事に届出）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	関係市町村において処理する事務
1	被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2	被保険者証及び資格証明書の引渡し
3	被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4	医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5	保険料に関する申請の受付
6	上記事務に付随する事務

別表第2（第17条関係）

区 分		負担割合等
共通経費	均 等 割	10%
	高齢者人口割	40%
	人 口 割	50%
医療給付に要する経費		高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額
保険料その他の納付金		高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額

備考

- 1 上表中「共通経費」とは、広域連合の運営に必要な事務経費等で、関係市町村で分担する負担金をいう。
- 2 上表中「均等割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の数により算出するものをいう。
- 3 上表中「高齢者人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口の割合により算出するものをいう。
- 4 上表中「人口割」とは、前年度の3月31日における関係市町村の住民基本台帳に基づく人口の割合により算出するものをいう。

第2次広域計画

平成25年3月

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月定例会

予 算 書

予算に関する説明書

- ・ 議案第 5 号別紙 平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)
- ・ 議案第 6 号別紙 平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- ・ 議案第 7 号別紙 平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- ・ 議案第 8 号別紙 平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度

一般会計補正予算書（第1号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 5 号別紙

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 2 4, 7 3 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 7 7 5, 3 3 9 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 3 月 3 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1分担金及び負担金		1,167,692	67,692	1,100,000
	1負担金	1,167,692	67,692	1,100,000
2国庫支出金		74,081	1,534,304	1,608,385
	1国庫補助金	74,081	1,534,304	1,608,385
5繰越金		1	58,127	58,128
	1繰越金	1	58,127	58,128
補正されなかった款項にかかる額		8,826		8,826
歳入合計		1,250,600	1,524,739	2,775,339

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,249,084	1,524,739	2,773,823
	1総務管理費	1,248,776	1,524,739	2,773,515
補正されなかった款項にかかる額		1,516		1,516
歳出合計		1,250,600	1,524,739	2,775,339

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,167,692	67,692	1,100,000
2 国庫支出金	74,081	1,534,304	1,608,385
5 繰越金	1	58,127	58,128
補正されなかった款にかかる額	8,826		8,826
歳入合計	1,250,600	1,524,739	2,775,339

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	1,249,084	1,524,739	2,773,823	1,534,304			9,565
補正されなかった 款にかかる額	1,516		1,516				
歳出合計	1,250,600	1,524,739	2,775,339	1,534,304	0	0	9,565

歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	1,167,692	67,692	1,100,000
1 負担金	1,167,692	67,692	1,100,000
1 市町村負担金	1,167,692	67,692	1,100,000
2 国庫支出金	74,081	1,534,304	1,608,385
1 国庫補助金	74,081	1,534,304	1,608,385
1 民生費国庫補助金	74,081	1,534,304	1,608,385
5 繰越金	1	58,127	58,128
1 繰越金	1	58,127	58,128
1 繰越金	1	58,127	58,128
歳入合計	1,241,774	1,524,739	2,766,513

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	事務費負担金	67,692	共通経費負担金 67,692
1	社会福祉費補助金	1,534,304	高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 1,534,304
1	繰越金	58,127	前年度繰越金 58,127

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,249,084	1,524,739	2,773,823	1,534,304			9,565
1 総務管理費	1,248,776	1,524,739	2,773,515	1,534,304			9,565
1 一般管理費	1,248,776	1,524,739	2,773,515	1,534,304 (国) 高齢者医療制度円滑運営臨時 特例交付金		1,534,304	9,565

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
25	積立金	1,534,304	001 一般管理事務費 9,565 特別会計事務費繰出金 9,565
28	繰出金	9,565	004 臨時特例基金事業費 1,534,304 臨時特例基金積立金 1,534,304

平成24年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 6 号別紙

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3 0, 0 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 2, 7 1 6, 6 7 1 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 5 年 3 月 3 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7繰入金		4,534,749	9,565	4,525,184
	1一般会計繰入金	1,074,161	9,565	1,064,596
8繰越金		1,735,690	139,578	1,875,268
	1繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268
補正されなかった款項にかかる額		246,316,219		246,316,219
歳入合計		252,586,658	130,013	252,716,671

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		1,086,453	130,013	1,216,466
	1総務管理費	1,086,453	130,013	1,216,466
補正されなかった款項にかかる額		251,500,205		251,500,205
歳出合計		252,586,658	130,013	252,716,671

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	4,534,749	9,565	4,525,184
8 繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268
補正されなかった款にかかる額	246,316,219		246,316,219
歳入合計	252,586,658	130,013	252,716,671

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
総務費	1,086,453	130,013	1,216,466			9,565	139,578
補正されなかった 款にかかる額	251,500,205		251,500,205				
歳出合計	252,586,658	130,013	252,716,671	0	0	9,565	139,578

歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
7 繰入金	4,534,749	9,565	4,525,184
1 一般会計繰入金	1,074,161	9,565	1,064,596
1 一般会計繰入金	1,074,161	9,565	1,064,596
8 繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268
1 繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268
1 繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268
歳入合計	6,270,439	130,013	6,400,452

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	事務費繰入金	9,565	事務費繰入金 9,565
1	繰越金	139,578	前年度繰越金 139,578

歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	1,086,453	130,013	1,216,466			9,565	139,578
1 総務管理費	1,086,453	130,013	1,216,466			9,565	139,578
1 一般管理費	1,086,453	130,013	1,216,466	(他) 事務費繰入金		9,565 9,565	139,578

1 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
14 使用料及び賃借料	9,565	004 電算システム経費 電算システム賃借料	9,565 9,565
25 積立金	139,578	005 医療財政調整基金経費 医療財政調整基金積立金	139,578 139,578

平成25年度

一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第7号別紙

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,183,200千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月3日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		1,095,934
	1 負担金	1,095,934
2 国庫支出金		78,537
	1 国庫補助金	78,537
3 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
4 繰入金		7,239
	1 基金繰入金	7,239
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		489
	1 預金利子	100
	2 雑収入	389
歳 入	合 計	1,183,200

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,287
	1 議会費	1,287
2 総務費		1,181,713
	1 総務管理費	1,181,519
	2 選挙費	68
	3 監査委員費	126
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳出	合計	1,183,200

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,095,934	1,167,692	71,758
2 国庫支出金	78,537	74,081	4,456
3 財産収入	1,000	1,000	0
4 繰入金	7,239	7,247	8
5 繰越金	1	1	0
6 諸収入	489	579	90
歳入合計	1,183,200	1,250,600	67,400

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
議 会 費	1,287	1,316	29				1,287
2 総 務 費	1,181,713	1,249,084	67,371	78,537		8,628	1,094,548
3 予 備 費	200	200	0				200
歳 出 合 計	1,183,200	1,250,600	67,400	78,537	0	8,628	1,096,035

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 分担金及び負担金	1,095,934	1,167,692	71,758
1 負担金	1,095,934	1,167,692	71,758
1 市町村負担金	1,095,934	1,167,692	71,758
2 国庫支出金	78,537	74,081	4,456
1 国庫補助金	78,537	74,081	4,456
1 民生費国庫補助金	78,537	74,081	4,456
3 財産収入	1,000	1,000	0
1 財産運用収入	1,000	1,000	0
1 利子及び配当金	1,000	1,000	0
4 繰入金	7,239	7,247	8
1 基金繰入金	7,239	7,247	8
1 臨時特例基金繰入金	7,239	7,247	8
5 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
6 諸収入	489	579	90
1 預金利子	100	100	0
1 預金利子	100	100	0
2 雑入	389	479	90
1 雑入	389	479	90

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	1,095,934	共通経費負担金 1,095,934
1 社会福祉費補助金	78,537	後期高齢者医療制度事業費補助金（保険者機能強化事業分） 2,088 特別調整交付金 76,449
1 利子及び配当金	1,000	臨時特例基金運用利子収入 1,000
1 臨時特例基金繰入金	7,239	臨時特例基金繰入金 7,239
1 繰越金	1	前年度繰越金 1
1 預金利子	100	預金利子 100

款			
項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
目			
歳 入 合 計	1,183,200	1,250,600	67,400

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1 雑	入	389	職員宿舎利用者負担分 144 職員駐車場利用者負担分 245

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,287	1,316	29				1,287
1 議会費	1,287	1,316	29				1,287
1 議会費	1,287	1,316	29				1,287

1 議会費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	656	001 議会運営費 1,287
9	旅費	431	議長報酬 30
			副議長報酬 24
			議員報酬 602
11	需用費	43	費用弁償 431
			食糧費 43
14	使用料及び賃借料	157	会場借上料 118
			自治会館駐車場使用料 39

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,181,713	1,249,084	67,371	78,537		8,628	1,094,548
1 総務管理費	1,181,519	1,248,776	67,257	78,537		8,628	1,094,354
1 一般管理費	1,181,519	1,248,776	67,257	78,537		8,628	1,094,354
				(国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(保険者機能強化事業分)		2,088	
				(国) 特別調整交付金		76,449	
				(他) 臨時特例基金運用利子収入		1,000	
				(他) 臨時特例基金繰入金		7,239	
				(他) 職員宿舍利用者負担分		144	
				(他) 職員駐車場利用者負担分		245	

2 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
1	報酬	178	001 一般管理事務費 1,024,126
8	報償費	240	連合長報酬 60
9	旅費	405	副連合長報酬 48
11	需用費	2,612	情報公開・個人情報保護審査委員会報酬 70
12	役務費	1,414	費用弁償 60
13	委託料	14,948	普通旅費 345
14	使用料及び賃借料	14,049	消耗品費 2,481
19	負担金、補助及び交付金	144,890	燃料費 72
25	積立金	1,000	修繕料 50
28	繰出金	1,001,783	通信運搬費 1,247
			手数料 167
			事務機器保守委託料 404
			例規保守委託料 210
			広報チラシ等作成業務委託料 4,372
			業務用ファイルサーバ移行等業務委託料 452
			会場借上料 186
			タクシー使用料 48
			レンタカー使用料 348
			自治会館駐車場使用料 48
			高速道路等使用料 834
			駐車場使用料 3
			テレビ受信料 15
			事務室借上料 8,721
			事務機器賃借料 1,559
			事務用ファイルサーバ賃借料 323
			新潟県市町村総合事務組合負担金 66
			各種研修会参加負担金 49
			地方自治情報センター会費負担金 45
			全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金 60
			特別会計事務費繰出金 1,001,783
			002 職員派遣関係経費 68,528
			職員宿舍借上料 1,440
			職員駐車場借上料 488
			派遣職員人件費等負担金 66,600
			003 後期高齢者医療制度事業費 4,177
			医療懇談会委員謝礼 240
			食糧費 9
			広報チラシ等作成業務委託料 3,822
			自治会館駐車場使用料 2
			会場借上料 34
			新潟県保険者協議会負担金 70
			004 臨時特例基金事業費 8,239
			広報チラシ等作成業務委託料 4,239

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

2 総務費

(単位：千円)

節		説明
区	分	
		後期高齢者医療制度特別対策補助金 3,000 臨時特例基金積立金（利子分） 1,000 005 特別調整交付金事業費 76,449 臓器提供意思表示関連委託料 1,449 後期高齢者医療制度特別対策補助金 75,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 選挙費	68	102	34				68
1 選挙管理委員会費	68	102	34				68

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	58	001 選挙管理委員会費
9	旅費	10	委員報酬 費用弁償
			68 58 10

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 監査委員費	126	206	80				126
1 監査委員費	126	206	80				126

2 総務費

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	報酬	96	001 監査委員費	126
9	旅費	30	委員報酬 費用弁償	96 30

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 予備費	200	200	0				200
1 予備費	200	200	0				200
1 予備費	200	200	0				200

3 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 200 予備費 200

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計				
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	224						224		224	
	計	43	988						988		988	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	256						256		256	
	計	43	1,020						1,020		1,020	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	0						0		0	
	その他 特別職	0	△ 32						△ 32		△ 32	
	計	0	△ 32						△ 32		△ 32	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

平成25年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 8 号別紙

平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 8, 8 6 4, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 5 年 3 月 3 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		40,904,965
	1 市 町 村 負 担 金	40,904,965
2 国 庫 支 出 金		85,975,026
	1 国 庫 負 担 金	62,272,202
	2 国 庫 補 助 金	23,702,824
3 県 支 出 金		21,223,271
	1 県 負 担 金	21,223,271
4 支 払 基 金 交 付 金		105,191,386
	1 支 払 基 金 交 付 金	105,191,386
5 特別高額医療費共同事業交 付金		46,780
	1 特別高額医療費共同事業交 付金	46,780
6 財 産 収 入		4,000
	1 財 産 運 用 収 入	4,000
7 繰 入 金		5,311,642
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,001,783
	2 基 金 繰 入 金	4,309,859
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		207,528
	1 預 金 利 子	1,000
	2 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑 入	206,526
歳 入	合 計	258,864,600

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		1,020,245
	1 総務管理費	1,020,245
2 保険給付費		257,231,500
	1 療養諸費	247,978,033
	2 高額療養諸費	8,182,067
	3 その他医療給付費	1,071,400
3 県財政安定化基金拠出金		100,507
	1 県財政安定化基金拠出金	100,507
4 特別高額医療費共同事業拠出金		47,030
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	47,030
5 保健事業費		418,918
	1 健康保持増進事業費	418,918
6 諸支出金		25,400
	1 償還金及び還付加算金	25,400
7 公債費		20,000
	1 公債費	20,000
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	258,864,600

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	40,904,965	40,075,528	829,437
2 国 庫 支 出 金	85,975,026	83,196,712	2,778,314
3 県 支 出 金	21,223,271	20,841,043	382,228
4 支 払 基 金 交 付 金	105,191,386	101,849,408	3,341,978
5 特別高額医療費共同事業交付金	46,780	40,800	5,980
6 財 産 収 入	4,000	4,000	0
7 繰 入 金	5,311,642	4,534,749	776,893
8 繰 越 金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸 収 入	207,528	201,358	6,170
歳 入 合 計	258,864,600	250,743,600	8,121,000

歳出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
総 務 費	1,020,245	1,086,453	66,208			1,020,245	
2 保 険 給 付 費	257,231,500	249,052,560	8,178,940	107,053,002		125,953,696	24,224,802
3 県 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	100,507	100,507	0				100,507
4 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	47,030	41,050	5,980				47,030
5 保 健 事 業 費	418,918	414,430	4,488	145,295			273,623
6 諸 支 出 金	25,400	27,600	2,200				25,400
7 公 債 費	20,000	20,000	0				20,000
8 予 備 費	1,000	1,000	0			1,000	
歳 出 合 計	258,864,600	250,743,600	8,121,000	107,198,297		0 126,974,941	24,691,362

歳入

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 市町村支出金	40,904,965	40,075,528	829,437
1 市町村負担金	40,904,965	40,075,528	829,437
1 保険料等負担金	20,380,499	20,210,911	169,588
2 療養給付費負担金	20,524,466	19,864,617	659,849
2 国庫支出金	85,975,026	83,196,712	2,778,314
1 国庫負担金	62,272,202	60,270,279	2,001,923
1 療養給付費負担金	61,573,396	59,593,853	1,979,543
2 高額医療費負担金	698,806	676,426	22,380
2 国庫補助金	23,702,824	22,926,433	776,391
1 調整交付金	23,557,529	22,782,670	774,859
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	145,295	143,763	1,532
3 県支出金	21,223,271	20,841,043	382,228
1 県負担金	21,223,271	20,541,043	682,228
1 療養給付費負担金	20,524,465	19,864,617	659,848
2 高額医療費負担金	698,806	676,426	22,380
県財政安定化基金支出金	0	300,000	300,000
県財政安定化基金交付金	0	300,000	300,000
4 支払基金交付金	105,191,386	101,849,408	3,341,978
1 支払基金交付金	105,191,386	101,849,408	3,341,978

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	保険料等負担金	20,380,499	保険料等負担金 20,380,499
1	現年度分	20,524,466	療養給付費負担金 現年度分 20,524,466
1	現年度分	61,573,396	療養給付費負担金 現年度分 61,573,396
1	高額医療費負担金	698,806	高額医療費負担金 698,806
1	調整交付金	23,557,529	普通調整交付金 23,557,529
1	後期高齢者医療制度事業費補助金	145,295	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業分） 145,295
1	現年度分	20,524,465	療養給付費負担金 現年度分 20,524,465
1	高額医療費負担金	698,806	高額医療費負担金 698,806
			廃目

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
項			
目			
1 後期高齢者交付金	105,191,386	101,849,408	3,341,978
5 特別高額医療費共同事業交付金	46,780	40,800	5,980
1 特別高額医療費共同事業交付金	46,780	40,800	5,980
1 特別高額医療費共同事業交付金	46,780	40,800	5,980
6 財産収入	4,000	4,000	0
1 財産運用収入	4,000	4,000	0
1 利子及び配当金	4,000	4,000	0
7 繰入金	5,311,642	4,534,749	776,893
1 一般会計繰入金	1,001,783	1,074,161	72,378
1 一般会計繰入金	1,001,783	1,074,161	72,378
2 基金繰入金	4,309,859	3,460,588	849,271
1 基金繰入金	4,309,859	3,460,588	849,271
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	207,528	201,358	6,170

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	現年度分	105,191,386	後期高齢者交付金 現年度分 105,191,386
1	特別高額医療費共同事業交付金	46,780	特別高額医療費共同事業交付金 46,780
1	利子及び配当金	4,000	医療財政調整基金運用利子収入 4,000
1	事務費繰入金	1,001,783	事務費繰入金 1,001,783
1	臨時特例基金繰入金	1,856,893	臨時特例基金繰入金 1,856,893
2	医療財政調整基金繰入金	2,452,966	医療財政調整基金繰入金 2,452,966
1	繰越金	1	前年度繰越金 1
1	県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金 1

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較			
1 預金利子	1,000	1,000	0			
1 預金利子	1,000	1,000	0			
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0			
1 延滞金	1	1	0			
2 過料	1	1	0			
3 雑入	206,526	200,356	6,170			
1 第三者納付金	191,063	191,063	0			
2 返納金	1	1	0			
3 雑入	15,462	9,292	6,170			
歳 入 合 計	258,864,600	250,743,600	8,121,000			

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1 預	金利子	1,000	預金利子 1,000
1 延	滞金	1	延滞金 1
1 過	料	1	過料 1
1 第	三者納付金	191,063	第三者納付金 191,063
1 返	納金	1	返納金 1
1 雑	入	15,462	電算システム回線共有負担金 15,462

歳出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,020,245	1,086,453	66,208			1,020,245	
1 総務管理費	1,020,245	1,086,453	66,208			1,020,245	
1 一般管理費	1,020,245	1,086,453	66,208			1,020,245	
				(他) 医療財政調整基金運用利子収入		4,000	
				(他) 事務費繰入金		1,000,783	
				(他) 電算システム回線共有負担金		15,462	

1 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
9	旅費	540	001 業務一般管理事務費 114,533
11	需用費	6,583	普通旅費 540
12	役務費	59,061	消耗品費 300
13	委託料	672,316	会場借上料 93
14	使用料及び賃借料	154,632	派遣職員人件費等負担金 113,600
19	負担金、補助及び交付金	123,113	002 医療給付経費 606,440
25	積立金	4,000	印刷製本費 4,676
			通信運搬費 35,330
			被保険者証等作成封入封緘業務委託料 17,002
			レセプト2次点検業務委託料 100,057
			過誤処理業務委託料 12,800
			審査支払システム手数料 33,287
			審査支払共同電算手数料 347,337
			減額認定証作成業務委託料 1,943
			給付関係現金支給処理業務委託料 33,425
			人材派遣業務委託料 9,370
			高額介護合算療養費申請書入力業務委託料 1,700
			第三者行為求償事務受益者負担金 9,513
			003 保険料賦課経費 797
			消耗品費 107
			通信運搬費 28
			被扶養者情報提供料 662
			004 電算システム経費 294,475
			消耗品費 1,000
			修繕料 500
			通信運搬費 23,703
			システム構築等業務委託料 5,040
			セキュリティ業務委託料 8,500
			稼働維持支援等業務委託料 74,844
			全国町字ファイル保守業務委託料 315
			一括処理サーバ機器保守委託料 3,081
			システム構築及び移行等業務委託料 22,953
			電算システム賃借料 154,539
			005 医療財政調整基金経費 4,000
			医療財政調整基金積立金(利子分) 4,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	257,231,500	249,052,560	8,178,940	107,053,002		125,953,696	24,224,802
1 療養諸費	247,978,033	239,870,229	8,107,804	103,667,479		121,917,765	22,392,789
1 療養給付費	239,591,445	231,722,853	7,868,592	100,534,164		118,182,403	20,874,878
				(国)療養給付費負担金		現年度分 57,774,377	
				(国)高額医療費負担金		698,806	
				(国)普通調整交付金		22,104,048	
				(県)療養給付費負担金		現年度分 19,258,127	
				(県)高額医療費負担金		698,806	
				(他)療養給付費負担金		現年度分 19,258,128	
				(他)後期高齢者交付金		現年度分 98,701,177	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		43,880	
				(他)第三者納付金		179,217	
				(他)返納金		1	
2 療養費	2,003,643	1,826,716	176,927	829,054		988,367	186,222
				(国)療養給付費負担金		現年度分 483,152	
				(国)普通調整交付金		184,851	
				(県)療養給付費負担金		現年度分 161,051	
				(他)療養給付費負担金		現年度分 161,051	
				(他)後期高齢者交付金		現年度分 825,413	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		374	
				(他)第三者納付金		1,529	
3 食事・生活療養費	5,103,711	5,062,400	41,311	2,111,779		2,517,493	474,439
				(国)療養給付費負担金		現年度分 1,230,694	
				(国)普通調整交付金		470,854	
				(県)療養給付費負担金		現年度分 410,231	
				(他)療養給付費負担金		現年度分 410,231	
				(他)後期高齢者交付金		現年度分 2,102,505	
				(他)特別高額医療費共同事業交付金		936	
				(他)第三者納付金		3,821	
4 訪問看護療養費	464,562	452,353	12,209	192,224		229,195	43,143

2 保険給付費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	239,591,445	001 療養給付費 療養給付費 239,591,445
19	負担金、補助及び交付金	2,003,643	001 療養費 療養費 2,003,643
19	負担金、補助及び交付金	5,103,711	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費 5,103,711
19	負担金、補助及び交付金	464,562	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費 464,562

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				(国)療養給付費負担金 現年度分 112,023			
				(国)普通調整交付金 42,860			
				(県)療養給付費負担金 現年度分 37,341			
				(他)療養給付費負担金 現年度分 37,341			
				(他)後期高齢者交付金 現年度分 191,379			
				(他)特別高額医療費共同事業交付 金 93			
				(他)第三者納付金 382			
5 特別療養費	1	1	0	(他)後期高齢者交付金 現年度分 1			1
6 移送費	600	600	0	258		306	36
				(国)療養給付費負担金 現年度分 150			
				(国)普通調整交付金 60			
				(県)療養給付費負担金 現年度分 48			
				(他)療養給付費負担金 現年度分 48			
				(他)後期高齢者交付金 現年度分 258			
7 審査支払手数料	814,071	805,306	8,765				814,071

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費 移送費 600
13 委託料	814,071	001 審査支払手数料 審査支払委託料 814,071

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養諸費	8,182,067	8,122,581	59,486	3,385,523		4,035,931	760,613
1 高額療養費	8,013,296	7,788,878	224,418	3,315,689 (国)療養給付費負担金 (国)普通調整交付金 (県)療養給付費負担金 (他)療養給付費負担金 (他)後期高齢者交付金 (他)特別高額医療費共同事業交付金 (他)第三者納付金		3,952,601 現年度分 1,932,303 739,285 現年度分 644,101 現年度分 644,101 現年度分 3,301,127 1,450 5,923	745,006
2 高額介護合算療養費	168,771	333,703	164,932	69,834 (国)療養給付費負担金 (国)普通調整交付金 (県)療養給付費負担金 (他)療養給付費負担金 (他)後期高齢者交付金 (他)特別高額医療費共同事業交付金 (他)第三者納付金		83,330 現年度分 40,697 15,571 現年度分 13,566 現年度分 13,566 現年度分 69,526 47 191	15,607

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	8,013,296	001 高額療養費 高額療養費 8,013,296 8,013,296
19 負担金、補助及び交付金	168,771	001 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費 168,771 168,771

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 その他医療給 付費	1,071,400	1,059,750	11,650				1,071,400
1 葬祭費	1,071,400	1,059,750	11,650				1,071,400

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	1,071,400	001 葬祭費 葬祭費 1,071,400

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	100,507	100,507	0				100,507
1 県財政安定化基金拠出金	100,507	100,507	0				100,507
1 県財政安定化基金拠出金	100,507	100,507	0				100,507

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	100,507	001 県財政安定化基金拠出金 100,507 財政安定化基金拠出金 100,507

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	47,030	41,050	5,980				47,030
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	47,030	41,050	5,980				47,030
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	46,780	40,800	5,980				46,780
2 特別高額医療 費共同事業事 務費拠出金	250	250	0				250

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
19	負担金、補助及び交付金	46,780	001 特別高額医療費共同事業拠出金 46,780 特別高額医療費共同事業拠出金 46,780
19	負担金、補助及び交付金	250	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	418,918	414,430	4,488	145,295			273,623
1 健康保持増進事業費	418,918	414,430	4,488	145,295			273,623
1 健康診査費	418,918	414,430	4,488	145,295 (国)後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業分)		145,295	273,623

5 保健事業費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
13 委託料	418,918	001 健康診査事業費 418,918 健康診査業務委託料 418,918

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	25,400	27,600	2,200				25,400
1 償還金及び還付加算金	25,400	27,600	2,200				25,400
1 保険料還付金	25,000	27,200	2,200				25,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	399	399	0				399

6 諸支出金

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利子及び割引料	25,000	001 保険料還付金 保険料還付金
			25,000 25,000
23	償還金利子及び割引料	1	001 償還金 償還金
			1 1
23	償還金利子及び割引料	399	001 還付加算金 還付加算金
			399 399

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 公債費	20,000	20,000	0				20,000
1 利子	20,000	20,000	0				20,000

7 公債費

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
23	償還金利息及び割引料	20,000	001 一時借入金利息 20,000 一時借入金利息 20,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
1 予備費	1,000	1,000	0			1,000	
1 予備費	1,000	1,000	0	(他) 事務費繰入金		1,000 1,000	

8 予備費

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
		001 予備費 1,000 予備費 1,000

議会 2 月 定例会

規約・条例改正新旧対照表

- ・ 議案第 1 号関係 専決処分第 1 号
新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
- ・ 議案第 2 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第 3 号関係 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用
弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第1号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係） （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合（略）、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合		別表第1（第2条関係） （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合（略）、津南地域衛生施設組合、 <u>上越地域水道用水供給企業団</u> 、新潟県後期高齢者医療広域連合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町村等	共同処理する事務	組合市町村等
1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	（略）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合（略）	1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による組合市町村等の常勤の職員及びその遺族に対する退職手当の支給	（略）、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合（略）
2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置	<u>小千谷市、十日町市</u> （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合（略）	2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第3項の規定による公平委員会の設置	<u>十日町市</u> （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合（略）
3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	<u>小千谷市、十日町市</u> （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合（略）	3 地方公務員法第8条第2項に規定する公平委員会の権限	<u>十日町市</u> （略）、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合（略）
4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合（略）	4 地方公務員法第17条第4項に規定する職員の採用及び昇任試験のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合（略）

新		旧	
5 地方公務員法第 39 条第 2 項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合 (略)	5 地方公務員法第 39 条第 2 項に規定する職員の研修のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合 (略)
6 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀北広域組合 (略)、津南地域衛生施設組合、新潟県後期高齢者医療広域連合	6 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	(略)、豊栄郷清掃施設処理組合、 <u>下越清掃センター組合</u> 、阿賀北広域組合 (略)、津南地域衛生施設組合、 <u>上越地域水道用水供給企業団</u> 、新潟県後期高齢者医療広域連合
7～16 (略)	(略)	7～16 (略)	(略)
<p><u>附 則</u> この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。</p>			

議案第2号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例

新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (基金残額の返還)</p> <p>3 前項の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p> <p>附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (基金残額の返還)</p> <p>3 前項の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

議案第3号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例

新旧対照表

新	旧
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>(1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第115条の2第2項及び第109条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第115条の2第1項及び第109条第5項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p><u>(1) 法第100条第1項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、法第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定により出頭した参考人、法第199条第8項の規定により出頭した関係人並びに法第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項の規定による公聴会に参加した者</u></p> <p>(2) (略)</p>

平成 2 5 年 2 月 定例会 提出議案の概要

議案 番号	件 名	主な内容	議案書 ページ
1	<p>専決処分について</p> <p>専決処分第 1 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について</p>	<p>下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団の脱退による地方公共団体数の減少と、公平委員会に関する共同処理事務に小千谷市が追加加入することについて、新潟県総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があったため。 (平成 2 5 年 2 月 8 日：専決処分)</p>	1
2	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について</p>	<p>失効期日を平成 2 5 年度末にするため、所要の改正を行うもの。</p>	3
3	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について</p>	<p>地方自治法の一部改正により本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされたことに伴い、引用条文等の一部改正を行うもの。</p>	5
4	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の作成について</p>	<p>第 1 次広域計画の計画期間満了に伴い、第 2 次広域計画を作成するもの。</p>	7
5	<p>平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について</p>	<p>国の補正予算に係る平成 2 5 年度保険料軽減財源の受入等及び決算見込みに基づいて事務的経費を補正するもの。</p> <p>【補正前】 1, 250, 600 千円 【補正額】 1, 524, 739 千円 【補正後】 2, 775, 339 千円</p>	8

6	平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	<p>前年度繰越金を医療財政調整基金に積立及び決算見込みに基づいて事務的経費を補正するもの。</p> <p>【補正前】 252,586,658千円 【補正額】 130,013千円 【補正後】 252,716,671千円</p>	9
7	平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	<p>歳入歳出総額 1,183,200千円</p>	10
8	平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	<p>歳入歳出総額 258,864,600千円</p>	11

議案第 1 号関係

専決処分第 1 号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決処分第 1 号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 一部改正の理由

新潟県市町村総合事務組合において、下越清掃センター組合及び上越地域水道用水供給企業団の脱退による地方公共団体数の減少と、公平委員会に関する共同処理事務に小千谷市が追加加入することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため。

2 専決処分とした理由

当該規約の変更の際し、新潟県総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を平成 25 年 2 月 21 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため。

以上の理由により、平成 25 年 2 月 8 日付けで専決処分を行ったもの。

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 24 年度末となっている当該基金条例の失効期日について、国が示している後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領に準じ、失効期日を平成 25 年度末とするため所要の改正を行うもの。

2 条例改正の概要

失効期日を平成 24 年度末から平成 25 年度末に改正するもの。

3 施行日

公布の日

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

地方自治法の一部改正により本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされたことを受け、これに係る費用弁償について規定を整備するもの。

2 条例改正の概要

当該条例の別表第 1 に地方自治法第 115 条の 2 第 1 項（公聴会参加者）及び第 2 項（参考人）を引用し追加するもの。

3 施行日

公布の日

議案第4号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について

議案第4号関係資料

議案第4号 新潟県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成について

広域計画は、地方自治法第291条の7第1項の規定により、策定が義務付けられている。

第2次広域計画の作成方針

広域連合と県内全市町村が相互に役割を担い、連携をしながら、制度を安定的かつ円滑に運営するために、第1次広域計画の計画期間の状況を踏まえ、引き続き第1次広域計画の基本方針を踏襲し、第2次広域計画を作成する。

第2次広域計画(案)

1. 第2次広域計画の構成

- ・第1次広域計画の構成と同様とする。
*当広域連合規約第5条に規定されている2項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること② 広域計画の期間及び改定に関すること |
|---|

を基本とし、広域計画の趣旨、第2次広域計画の項目、第2次広域計画の基本方針及び資料編を加えて構成する。

2. 広域連合及び関係市町村が行う事務

- ・第2次広域計画において広域連合及び関係市町村が行う事務は、第1次広域計画における制度の安定的かつ円滑な運営及び適切な連携の実績を踏まえ、第1次広域計画と同様とする。

3. 第2次広域計画の期間及び改定

- ・第2次広域計画の期間は、第1次広域計画で定めたとおり5年間（平成25年度から平成29年度まで）とし、その後は5か年を単位として見直します。
ただし、広域計画の期間内において、広域連合長が変更の必要があると認めたときは、広域連合議会の議決を経て、改定を行うものとする。

作成経過及び今後のスケジュール

平成24年

7月25日 市町村に素案を説明し、意見照会する



11月1日 医療懇談会にて素案を説明し、意見を聴く → 了解

11月5日～30日 パブリックコメントの実施(市町村窓口及び広域連合ホームページで実施)

→ 意見1件(今回の募集対象外の内容)



平成25年

2月13日 市町村長協議会にて最終案を提示する



3月3日 広域連合議会2月定例会に提案し、議決を得る

(議決後) 第2次広域計画を各市町村長へ送付、公表、県知事へ提出

地方自治法第291条の7

(広域計画)

第291条の7 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

2 広域計画は、第291条の2第1項又は第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき(変更されたときを含む。)その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。

3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

議案第 5 号関係

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第5号関係資料

議案第5号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号) について

【補正額】 1,524,739千円 追加

【補正理由】 国の補正予算に係る平成25年度保険料軽減財源の受入等及び決算見込みに基づいて事務的経費を補正するもの

【歳入予算】 (予算書5頁及び6頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
分担金及び負担金	1,167,692	△ 67,692	1,100,000	・ 共通経費負担金 △ 67,692
国庫支出金	74,081	1,534,304	1,608,385	・ 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 (低所得者・被扶養者の保険料軽減の継続) 1,534,304
繰越金	1	58,127	58,128	・ 前年度繰越金 58,127
補正されなかった款にかかる額	8,826		8,826	
歳入合計	1,250,600	1,524,739	2,775,339	

【歳出予算】 (予算書7頁及び8頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,249,084	1,524,739	2,773,823	○ 一般管理費 △ 9,565 ・ 特別会計事務費繰出金 ○ 臨時特例基金事業費 1,534,304 ・ 臨時特例基金積立金 (歳入の臨時特例交付金を同額積立)
補正されなかった款にかかる額	1,516		1,516	
歳出合計	1,250,600	1,524,739	2,775,339	

別紙(議案第5号参考資料)

平成24年度 広域連合共通経費負担金内訳資料

(単位：千円)

	市町村	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	333,327	△ 17,166	316,161
2	長岡市	127,177	△ 7,327	119,850
3	三条市	48,580	△ 2,710	45,870
4	柏崎市	45,606	△ 2,890	42,716
5	新発田市	49,372	△ 2,885	46,487
6	小千谷市	21,866	△ 1,445	20,421
7	加茂市	18,042	△ 1,154	16,888
8	十日町市	33,678	△ 2,211	31,467
9	見附市	22,348	△ 1,291	21,057
10	村上市	36,680	△ 2,235	34,445
11	燕市	38,492	△ 2,012	36,480
12	糸魚川市	27,993	△ 1,772	26,221
13	妙高市	21,267	△ 1,324	19,943
14	五泉市	29,577	△ 1,824	27,753
15	上越市	94,931	△ 5,688	89,243
16	阿賀野市	24,713	△ 1,489	23,224
17	佐渡市	38,937	△ 2,683	36,254
18	魚沼市	23,731	△ 1,559	22,172
19	南魚沼市	31,957	△ 1,963	29,994
20	胎内市	18,379	△ 1,130	17,249
21	聖籠町	9,518	△ 542	8,976
22	弥彦村	7,560	△ 459	7,101
23	田上町	9,518	△ 533	8,985
24	阿賀町	11,928	△ 759	11,169
25	出雲崎町	6,804	△ 414	6,390
26	湯沢町	7,837	△ 446	7,391
27	津南町	10,198	△ 673	9,525
28	刈羽村	6,098	△ 383	5,715
29	関川村	7,466	△ 477	6,989
30	粟島浦村	4,129	△ 250	3,879
合 計		1,167,709	△ 67,694	1,100,015
広域連合予算額		1,167,692	△ 67,692	1,100,000

注意：市町村ごとの千円単位端数切り上げ表示のため、予算額とは一致しません。

議案第 6 号関係

平成 2 4 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）

議案第6号関係資料

議案第6号 平成24年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）について

【補正額】 130,013千円 追加

【補正理由】 前年度繰越金を医療財政調整基金に積立及び決算見込みに基づいて事務的経費を補正するもの

【歳入予算】 (予算書5頁及び6頁)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
繰入金	4,534,749	△ 9,565	4,525,184	・ 一般会計繰入金 (事務費繰入金) △ 9,565
繰越金	1,735,690	139,578	1,875,268	・ 前年度繰越金 139,578
補正されなかった 款にかかる額	246,316,219		246,316,219	
歳入合計	252,586,658	130,013	252,716,671	

【歳出予算】 (予算書7頁及び8頁)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説明
総務費	1,086,453	130,013	1,216,466	○ 電算システム経費 △ 9,565 ・ 電算システム賃借料 ○ 医療財政調整基金経費 139,578 ・ 医療財政調整基金積立金
補正されなかった 款にかかる額	251,500,205		251,500,205	
歳出合計	252,586,658	130,013	252,716,671	

議案第7号関係

平成25年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第 7 号関係資料

議案第 7 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

【予算総額】 1,183,200 千円 (対前年度 5.4%減)

後期高齢者医療に関する事務及び全般的な事務を行うための経費を計上し、その経費は構成市町村からの共通経費負担金等で賄われています。

【歳入予算】 (予算書 5 頁から 8 頁)

(単位:千円)

款	25年度予算	24年度予算	比較	説明
分担金及び負担金	1,095,934	1,167,692	△71,758 (△6.1%)	共通経費負担金 ※別紙参照 ・臨時的経費 △77,711 千円、73.6%減
国庫支出金	78,537	74,081	4,456	後期高齢者医療制度事業費補助金 (保険者機能強化事業).....2,088 特別調整交付金 (長寿・健康増進事業等).....76,449
その他の款 の計	8,729	8,827	△98	
歳入合計	1,183,200	1,250,600	△67,400	

【歳出予算】 (予算書 9 頁から 20 頁)

(単位:千円)

款	25年度予算	24年度予算	比較	説明
総務費	1,181,713	1,249,084	△67,371	一般管理事務費.....1,024,126 ・事務局運営費等 22,343 ・特別会計事務費繰出金 1,001,783 職員派遣関係経費..... 68,528 ・総務課等職員人件費負担金 66,600 後期高齢者医療制度事業費(補助事業).... 4,177 ・広報チラシ等作成業務委託料 3,822 (後発医薬品使用促進等経費) 臨時特例基金事業費(補助事業).... 8,239 ・市町村での広報・相談体制補助 3,000 特別調整交付金事業費(補助事業).... 76,449 ・臓器提供意思表示関連委託料 1,449 ・市町村での長寿・健康増進事業補助 75,000
その他の款 の計	1,487	1,516	△29	
歳出合計	1,183,200	1,250,600	△67,400	

平成25年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	314,992
2	長岡市	119,407
3	三条市	45,700
4	柏崎市	42,558
5	新発田市	46,314
6	小千谷市	20,345
7	加茂市	16,825
8	十日町市	31,350
9	見附市	20,979
10	村上市	34,317
11	燕市	36,344
12	糸魚川市	26,124
13	妙高市	19,869
14	五泉市	27,650
15	上越市	88,912
16	阿賀野市	23,138
17	佐渡市	36,119
18	魚沼市	22,090
19	南魚沼市	29,883
20	胎内市	17,185
21	聖籠町	8,942
22	弥彦村	7,074
23	田上町	8,951
24	阿賀町	11,127
25	出雲崎町	6,366
26	湯沢町	7,363
27	津南町	9,489
28	刈羽村	5,694
29	関川村	6,963
30	粟島浦村	3,864
合 計		1,095,934
連合予算額		1,095,934

議案第 8 号関係

平成 2 5 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 平成 25 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療 特別会計予算について

【予算総額】 258,864,600 千円 (対前年度 3.2%増)

平成 25 年度の保険給付費等は、被保険者数及び一人当たりの医療給付費の伸び(それぞれ対前年比 1.1%増及び 2.0%増)が見込まれることから、平成 24 年度予算と比べて増額となります。

【歳入予算】(予算書 5 頁から 10 頁)

(単位:千円)

款	25年度予算	24年度予算	比較	説明
市町村支出金	40,904,965	40,075,528	829,437	
保険料等負担金	20,380,499	20,210,911	169,588	保険料軽減分負担金(保険基盤安定制度分)+保険料徴収分 ※別紙【B、C】参照
療養給付費負担金	20,524,466	19,864,617	659,849	療養給付費負担金 ※別紙【A】参照
国庫支出金	85,975,026	83,196,712	2,778,314	療養給付費負担金…… 61,573,396 高額医療費負担金……… 698,806 普通調整交付金……… 23,557,529
県支出金	21,223,271	20,841,043	382,228	療養給付費負担金…… 20,524,465 高額医療費負担金……… 698,806
支払基金交付金	105,191,386	101,849,408	3,341,978	後期高齢者交付金… 105,191,386
繰入金	5,311,642	4,534,749	776,893	事務費繰入金…………… 1,001,783 (医療給付事務費等の事務経費財源) 臨時特例基金繰入……… 1,856,893 (保険料軽減分への補填財源) 医療財政調整基金繰入金 2,452,966 (保険料上昇抑制対応の財源)
その他の款の計	258,310	246,160	12,150	
歳入合計	258,864,600	250,743,600	8,121,000	

【歳出予算】(予算書 11 頁から 32 頁)

(単位:千円)

款	25年度予算	24年度予算	比較	説明
総務費	1,020,245	1,086,453	△66,208	医療給付経費等各種事務費
保険給付費	257,231,500	249,052,560	8,178,940	療養給付費、高額療養費等
保健事業費	418,918	414,430	4,488	健康診査(市町村への委託料)
その他の款の計	193,937	190,157	3,780	
歳出合計	258,864,600	250,743,600	8,121,000	

平成25年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧
 (単位:千円)

No.	市町村名	療養給付費負担金 【A】	保険料等負担金	
			(保険料軽減分) 【B】 ※保険基盤安定制度分	(徴収分) 【C】
1	新潟市	6,445,102	1,222,235	5,707,593
2	長岡市	2,184,116	529,074	1,855,407
3	三条市	879,886	213,083	636,258
4	柏崎市	790,318	183,709	675,520
5	新発田市	789,787	214,044	637,849
6	小千谷市	347,173	84,416	235,525
7	加茂市	301,470	67,320	198,844
8	十日町市	578,339	172,095	342,290
9	見附市	378,605	84,491	235,353
10	村上市	666,518	182,007	428,671
11	燕市	643,932	151,246	484,502
12	糸魚川市	517,246	116,849	406,736
13	妙高市	371,176	78,515	262,564
14	五泉市	495,026	134,626	309,299
15	上越市	1,840,061	393,907	1,355,538
16	阿賀野市	380,677	110,488	204,024
17	佐渡市	739,195	227,002	458,352
18	魚沼市	417,285	106,799	222,052
19	南魚沼市	538,265	133,297	322,596
20	胎内市	293,115	72,179	177,170
21	聖籠町	93,867	25,172	45,958
22	弥彦村	87,317	16,506	41,266
23	田上町	119,446	25,326	73,169
24	阿賀町	203,598	56,163	105,454
25	出雲崎町	61,381	18,027	40,316
26	湯沢町	77,362	17,957	64,462
27	津南町	136,790	39,689	74,039
28	刈羽村	39,587	9,419	31,328
29	関川村	104,172	24,740	33,605
30	粟島浦村	3,654	1,871	2,507
合計		20,524,466	4,712,252	15,668,247
連合予算額		20,524,466	20,380,499	